

アメリカ刑事法の調査研究 (176)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

United States v. Haymond, 588 U.S. ____ (2019)

麻 妻 和 人**

監督付き釈放の取消し手続きにおいて、裁判官の証拠の優越基準による事実認定に基づいて、当初の刑の下限を上回る刑の言渡しを義務づける合衆国法典18編 § 3583(k) が、合衆国憲法第5修正、第6修正に違反するとされた事例。

《事案の概要》

被申請人 Andre Haymond は、連邦法に違反して児童ポルノを所持していたと陪審に認定された。児童ポルノ所持罪の法定刑は0年から10年の拘禁刑であり（合衆国法典18編 § 2252(b)(2)）、また、法は連邦 district court 裁判官に拘禁刑に加えて5年から終身の範囲で監督付き釈放（supervised release）を科す権限を与えていた（同 § 3583(k)）。裁判官は被申請人に、38か月の拘禁刑とその後10年の監督付き釈放を言渡した。

拘禁刑の刑期満了後、被申請人の監督付き釈放中、政府が被申請人のコンピューターと携帯電話を抜き打ちで捜索したところ、児童ポルノと思わ

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 嘱託研究所員・桐蔭横浜大学法学部教授

れる59枚の画像が発見された。政府は、監督付き釈放の取消しと、新たな追加の拘禁刑を求めた。

連邦 district court で、陪審を入れない裁判官のみによる聴聞が行われ、合理的疑いを容れない証明の基準ではなく、証拠の優越基準に基づき、13枚の画像について被申請人が故意にダウンロードし保存していたと認定された。

1984年の量刑改革法 (Sentencing Reform Act of 1984 (SRA)) の一部として制定された合衆国法典18編 § 3583(e)(3) は、裁判官が、被告人が監督付き釈放の条件に違反したと認定した場合、一定の制限はあるものの、被告人の当初の有罪判決の犯罪について法定された監督付き釈放の最長期間を上限として、新たに追加の拘禁刑を科することができるとしている。同条項のもとで、本件では0年から2年の追加の拘禁刑を言い渡すことができる。

ところが、2003年にSRAに追加され、2006年に改正された § 3583(k) は、監督付き釈放中に、被告人が児童ポルノの所持を含む、いくつかの列挙された犯罪のうち、いずれかを行ったことを裁判官が証拠の優越により認定した場合、裁判官は、前の犯罪について法定された刑期を考慮せずに、5年から終身の範囲で追加の拘禁刑を言い渡さなければならないと規定している。児童ポルノ所持は § 3583(k) に含まれていた。裁判官は、下限である5年の追加の拘禁刑を言い渡した。

被申請人は上訴し、新たな宣告刑に関して、事実誤認と合衆国憲法違反の両方を主張した。第10巡回区 Court of Appeals は、連邦 district court の事実関係に関する認定については、被申請人が § 3583(k) に違反して、13枚の画像を故意に所持していたとの認定を支えるのに十分な証拠があったとしたが、合衆国憲法違反の主張については、 § 3583(k) は第5修正および第6修正に違反するとした。Court of Appeals は、当初陪審が合理的な疑いを容れない程度の基準により認定したのは0年から10年の刑期を伴う犯罪であるが、今、被申請人は、5年から終身の範囲で新たな刑期を科される可能性に直面しており、この新たな刑期には、裁判官が証拠の優越基準

により認定した事実のみに基づく刑期の下限の必要的引上げを含むので、第5修正および第6修正により保障された、陪審による裁判を受ける権利を侵害していると判断した。

救済策として、Court of Appeals は、§ 3583(k) の5年の下限を義務づける部分は、違憲無効であるとして、原判断を破棄し、§ 3583(k) のこの部分を考慮せずに再量刑するよう連邦 District Court に差戻した。

合衆国最高裁判所は、第10巡回区 Court of Appeals の憲法判断を検討するためにサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1. ゴーサッチ裁判官執筆の複数意見（ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガン裁判官参加）

(1) 合衆国憲法の起草者は、政府の恣意を抑制し自由を保障するには、陪審による裁判を受ける権利が不可欠なものと考え、第6修正は、すべての刑事訴追において、被告人に公平な陪審による裁判を受ける権利を保障する。この権利と第5修正の適正手続条項とにより、政府は、すべての刑事訴追において、陪審に対して合理的疑いを容れない程度に証明しなければならない。しかし、陪審による裁判を受ける権利にかかわる「刑事訴追」とはどのような場合をいうのであろうか。

合衆国憲法上、陪審は、裁判官による処罰を制限することによって司法に対する監督権限を行使する。判決を下す裁判官の権限は、陪審による犯罪行為の事実認定に由来し、それに拘束される。建国以来、裁判官が後に刑罰を科すために法が不可欠とするすべての事実は、陪審によって合理的な疑いを容れない程度に認定しなければならなかったものであり、それは今日でも同じである。

歴史的に、この陪審による監督の規則の適用は極めて明快であった。コモン・ローでは、特定の犯罪に対して特定の制裁を定める傾向があり、犯罪事実が陪審によって認定されると、裁判官は単に所定の刑を科すのみ

であり、陪審が認定した行為に対して法が定める範囲を超えて制裁を拡大することはできなかった。時代が下ると、裁判官や仮釈放委員会に被告人の所定の刑期の一部または全部を停止することを認める新たな法律を採択したが、裁判官や仮釈放委員会が仮釈放や保護観察の違反に対して科すことのできる刑期は、通常、陪審の評決によって既に認められている刑期の残余期間を超えることはできなかった。

近時の立法上の革新はより困難な問題を引き起こしている。*Apprendi* (*Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000)) は、陪審が10年の刑期を上限とする銃犯罪を行ったとして被告人を有罪としたが、裁判官が、被告人が人種的な偏見を持って犯罪を行ったことを証拠の優越により認定した場合には10年を超える刑期を科すことができるという制定法に従って、10年を超える刑を言い渡した事例である。当裁判所は、法定刑の上限を引き上げる事実は、陪審に示され、合理的な疑いを容れない程度に証明されなければならないとして、この制定法を違憲と判断した。それ以降、当裁判所は陪審の監督機能を尊重しない立場を常に否定してきた。たとえば、*Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002) (裁判官の事実認定に基づく死刑の言渡し)、*Blakely v. Washington*, 542 U.S. 296 (2004) (州の量刑ガイドラインの拘束力)、*United States v. Booker*, 543 U.S. 220 (2005) (連邦の量刑ガイドラインの拘束力)、*Southern Union Co. v. United States*, 567 U.S. 343 (2012) (裁判官の事実認定に基づく罰金の言渡し) である。

しかし、これらの判断は重要な間隙を残した。当裁判所は *Apprendi* で、議会が法律の定める刑の幅を広げる事実の評価を陪審から奪うのは違憲であるとしたが、定義上、刑の幅とは、上限だけでなく下限も含むものであり、論理的には、刑の下限を引き上げるために必要な事実についても、刑の上限を引き上げるために必要な事実同様、陪審によって認定されるべきと思われる。しかし、当裁判所は、*Apprendi* 以前、刑の下限を引き上げる事実については、陪審に合理的な疑いを容れない程度に証明される必要はないと判示していた (*McMillan v. Pennsylvania*, 477 U.S. 79 (1986); *Harris v. United States*, 536 U.S. 545 (2002))。

合衆国最高裁は、*Alleyne* (*Alleyne v. United States*, 570 U.S. 99, 108 (2013)) で、この異例の事態に直面した。*Alleyne* は、陪審が被告人に、通常は5年から終身刑となる犯罪で有罪判決を下したが、被告人が銃で威嚇した場合には、刑の下限が7年に引き上げられることが別に法定されていたため、裁判官は、被告人が実際に銃を振り回したことを証拠の優越によって認定し、下限である7年の刑を科した事案である。当裁判所は、*McMillan* と *Harris* の第5、第6修正の理解には根拠がないとして、これらの判断を明確に否定した。刑の下限を引き上げれば、犯罪に伴う自由の喪失が高まることに疑いの余地はないので、合衆国憲法の下、その事実認定は陪審により行われなければならない、*Apprendi* で適用された原則は、刑の下限を必要的に引き上げる事実についても同じように適用されると判断した。

本件で、被申請人は、当初陪審の認定した事実に基づき § 2252(b)(2) により0年から10年の拘禁刑となる可能性があった。しかし、後に裁判官が証拠の優越によって監督付き釈放の条件違反を認定したために § 3583(k) により、5年から終身という新たな刑がもたらされたのである。これは、*Alleyne* と同様に、公判裁判官が認定した事実により法律が定めた刑の範囲を拡大するものであり、第5および第6修正に違反する。被申請人は、拘禁されなかったかもしれない状況から、最低でも5年の拘禁刑を科される状況に置かれたのである。

(2) ① 政府は、*Alleyne* は被告人の最初の量刑聴聞での裁判官による事実認定に基づく「量刑加重 (sentencing enhancement)」の適用であるのに対し、本件は、監督付き釈放の取消しを検討する聴聞で裁判官が新たな刑罰を言い渡す「判決後の刑の執行手続 (post-judgment sentence-administration proceedings)」である点で異なっており、第6修正の保障は判決の宣告で終了する「刑事訴追」にのみ適用されるので、本件には適用されないと主張している。しかし、事実を認定することで被告人の刑を引き上げる場合には、常に陪審と合理的疑いを容れない証明が必要である。

Apprendi と *Alleyne* で、当裁判所は最終的な刑の宣告がなされるまで「刑事訴追」は継続し、被告人は第6修正の定めるすべての権利を有する

「被告人」のままであるとした。そして、当裁判所は、監督付き釈放が「当初の犯罪に対する刑罰の一部として扱われる」とする (*Johnson v. United States*, 529 U.S. 694 (2000))。被告人は前の犯罪があるからこそ、監督付き釈放に付されるのであって、その釈放が後に取り消されるかどうかにかかわらず、それは被告人の最終的な刑の宣告の一部であって、その範囲内では裁判官の裁量行使に影響しうるすべての事実を陪審が認定しなければならないというわけではない。しかし、事実の認定により、当初の評決で認められた範囲を超えて新たな必要的に刑期の下限を引き上げる場合には、陪審があらゆる事実を認定しなければならないことを意味する。

政府および反対意見は、陪審の司法におけるブレーカー（回路遮断器）としての役割を軽視している。もし政府のこの主張が正しいとするならば、議会は軽微な犯罪で有罪判決を受けた者に一生監督付き釈放を科すことができ、裁判官は監督付き釈放の条件違反を証拠の優越によって認定することであらゆる刑罰を科すことができることになる。

② 次に、政府と反対意見は、被申請人の監督付き釈放条件違反に対する刑は、当初の陪審の評決に根拠づけられていると反対方向の主張をする。政府は、裁判官は陪審の認定に基づいて監督付き釈放を刑罰として科す権限を有し、その監督付き釈放は常に取消しの可能性があるのだから、当初の陪審の認定が § 3583(k) の必要的な刑の下限を根拠づけるとする。

しかし *Apprendi*, *Alleyne* で当裁判所は、陪審の評決が、裁判官の事実認定による刑期の引き上げをもたらす制定法は違憲であるとした。そして、*Johnson* での、監督付き釈放は当初の犯罪に対する刑罰の一部として扱われるとする当裁判所の判断は、裁判官の事実認定により刑期を引き上げる § 3583(k) が違憲であることを際立たせる。もし政府の主張が正しければ、一つの犯罪で陪審により有罪とされれば、無期限の監督付き釈放が可能になり、政府は被告人が犯した他の犯罪については、どんな重い刑罰を科す場合であっても、陪審による裁判を回避することができるようになる。

③ 政府と反対意見は、§ 3583(k) の監督付き釈放取消し手続は、仮釈放

(parole) および保護観察 (probation) の取消手続と実質的に同一であり、仮釈放および保護観察の手続きが、通常第 5、第 6 修正に調和的に理解されているので、§ 3583(k) の手続きも同様であると主張している。

1984年の SRA 以前は、仮釈放にせよ保護観察にせよ、被告人が仮釈放や保護観察の条件に違反した場合には、裁判官は、被告人に前の有罪判決の罪について、法律で認められている残りの刑期に服するように判決を下すことができたのであって、裁判官は陪審の事実認定が認めた期間を超えて被告人を拘禁することはできなかった。

1984年、議会は連邦政府の量刑手続きを大幅に見直し、刑期をより確定的なものにし、仮釈放を廃止した。現在では、被告人が実刑判決を受けた場合、一般的には科された刑期の大部分を服役しそのちに監視付き釈放となる。仮釈放と異なり、監督付き釈放は、被告人の刑期の一部を代替するために導入されたのではなく、刑期終了後の更生を促進するためにのみ導入されたのである。

仮釈放と保護観察の違反が一般的に、合理的疑いの基準の下で陪審の全員一致による有罪判決の罪に基づいて認められた残りの刑期のみに被告人を晒すのに対し、§ 3583(k) の対象となる監督付き釈放違反は、裁判官が証拠の優越によって認定した事実のみに基づいて、陪審の評決で認められた刑期をはるかに超える追加の必要的な刑期の下限に被告人を晒す可能性がある。§ 3583(k) は、証拠の優越の基準で裁判官が認定した事実のみに基づいて、被告人に科される可能性のある刑期の下限の大幅な引き上げを規定しているので、第 5、第 6 修正の保障に違反する。

④ 反対意見は、§ 3583(k) に基づく釈放の取消しと、通常は陪審の関与を必要としない刑務所の懲戒手続との間の類似性を示唆している。確かに第 6 修正は、政府が収容者の収容条件を調整するためのすべての事実を陪審が認定することを要求しているわけではないが、裁判官が認定した事実に基づいて自由な個人を刑務所に送り返すことができるということの意味しているわけでもない。

⑤ 最後に、反対意見は、複数意見が「監督付き釈放の概念全体を崩壊

させる」おそれがあるとする。しかし、本件は § 3583(k) に限定されており、5年という必要な刑期の下限について引き起こされた *Alleyne* の問題である。監督付き釈放取消し手続きを一般的に規定している § 3583(e) には、裁判官が認定した事実によって発動される同様の必要な刑の下限の引き上げは含まれていない。本件を含む、ほとんどのケースでは、§ 3583(e) に基づいて出された被告人の前の量刑と取消し後の量刑を組み合わせても、当初の有罪判決の罪に対して陪審が認めた法定の最高刑期を超えることはない。§ 3583(e)(3) の下での取消しによる刑は、§ 3583(k) の下で利用可能な刑のごく一部に過ぎず、たとえ § 3583(e)(3) について少数の事例で第6修正の問題が生じることが判明したとしても、現実問題として、監督付き釈放の取消し手続きを行うことはできなくなる、とか、監督付き釈放の概念全体が崩壊せざるを得ないということにはほとんどならない。

反対意見が言うように、陪審裁判は政府にとって不便なものかもしれないが、合衆国憲法の多くの部分と同様に、陪審制度は効率を促進するためのものではなく、自由を守るためのものである。

(3) 救済措置の問題について、第10巡回区 Court of Appeals は § 3583(k) の最後の2文を違憲無効とした。政府は、この救済措置はあまりにも広範囲に過ぎ、誤りであると主張している。政府の見解では、いかなる憲法上の不備も、§ 3583(k) の最低限の刑を宣告するのに必要な事実を、陪審による合理的な疑いの基準に基づいて認定することで治癒することができ、この救済策は、§ 3583(k) の文言と一致すると政府は主張する。そして、政府は、被申請人が § 3583(k) に違反したかどうかを陪審員に判断させるために、本件を district court に差し戻すよう Court of Appeals に命ずるべきであると主張している。

当裁判所は救済の問題についての議論は差し控える。救済措置に関する政府の議論を取り上げる機会を Court of Appeals に与えることが賢明であると考えられる。

原判断を破棄し、差し戻す。

2. ブライヤー裁判官執筆の補足意見

反対意見の多くに同意し、特に監督付き釈放手続における裁判官の役割が従来の仮釈放の制度と一致しているということに同意するが、複数意見の § 3583(k) は違憲との結論に賛成する。

監督付き釈放の取消しは、通常、「最初の犯罪に対する刑罰の一部」と理解されており、監督付き釈放の取消しのほとんどを規定する § 3583(e) では、釈放条件違反の結果は、取消しの原因行為ではなく、元の有罪判決の罪の重大度により制限されている。しかし、§ 3583(k) は、①被告人が同法に規定された一連の連邦の犯罪を個別に実行した場合にのみ適用され、②監督付き釈放条件違反が拘禁刑をもたらすかどうかを決定する裁判官の裁量権がなく、③一連の「犯罪行為」を「犯した」と裁判官が判断した場合、5年以上の拘禁刑の必要的な下限を科して裁判官の裁量を制限している。§ 3583(k) のこれらの特徴は、新たな刑事訴追に付随する陪審による裁判を受ける権利を含む諸権利を被告人に付与することなく、新たな犯罪について処罰することに近い。

§ 3583(k) は憲法に違反するので、救済措置のため Court of Appeals に差し戻すという点で、複数意見に同意する。

3. アリトー裁判官執筆の反対意見 (ロバーツ首席裁判官、トーマス、カバノー裁判官参加)

監督付き釈放取消し手続を陪審により審理されなければならないとすると、その件数に鑑みれば、現実問題として監督付き釈放取消手続の実施は不可能となり、監督付き釈放という制度が崩壊してしまう。

SRA が仮釈放を監督付き釈放に置き換えたことで、連邦の判決の形式は変わったが、その実質が変わったわけではない。かつての連邦の仮釈放取消手続は第6修正における意味での「刑事訴追」ではなく、仮釈放の取消しは新たな刑罰ではなかった。監督付き釈放も根本的に仮釈放と異なる実質を持つものではないので、第6修正の適用について異なる扱いを受けるべきではない。過去35年間、監督付き釈放取消手続も仮釈放と同じルールが適用されると理解されてきており、この理解から逸脱する正当な

理由はない。

第6修正は、陪審による裁判を受ける権利は「被告人」だけの権利であることを明確にしているが、陪審が被申請人を有罪とし、裁判官に被申請人に拘禁刑と監督付き釈放の期間を宣告することの権限を与えた後は、被申請人は convicted（有罪判決を受けた者）に変化し、それ以降は convicted としての地位にあったのであり、被申請人を被告人として扱うことはできない。

「刑事訴追」とは、有罪判決が下された者に判決が言い渡されたとき、または『無罪』の評決が下されたときに終了するため、監督付き釈放の取消し手続きはそもそも刑事訴追の一部ではない。

歴史的に、第6修正制定以前および制定当時、釈放条件違反があった際の手続きに陪審による裁判を受ける権利があったという証拠はなく、アメリカの陪審は判決の執行において、何の役割も果たしていなかった。陪審が合理的な疑いを容れない程度に事実を認定しなければならないかどうかを判断するための指標は、その事実が訴追された犯罪の「要素」を構成するかどうかである。以前に科された判決の執行にのみかわる判決後の事実を、訴追された犯罪の「要素」とすることはできない。

複数意見は、*Apprendi* が関係する無条件の自由の利益と、今回のようなケースで問題となっている条件付き自由の利益を区別していないという点で誤りを犯している。

《解説》

1. 本件は、監督付き釈放（supervised release）の取消し手続きにおいて、陪審を入れずに裁判官のみの証拠の優越による事実認定に基づいて、加重された刑の下限を必要的に科すことを規定する合衆国法典18編 § 3583(k) が、陪審による裁判を受ける権利を保障する合衆国憲法第5、第6修正に反しないかが問題となった事案である。

2. *Apprendi*¹⁾ で合衆国最高裁判所は、刑の上限を引き上げる事実の認定については、陪審による合理的疑いを容れない認定が必要であると判示

した。そして、その後の *Alleyne*²⁾ で刑の下限を引き上げる事実についても、同じく陪審による認定が必要であり、*Apprendi* が適用されると判示した。このように、上限であれ下限であれ、刑の範囲を引き上げる事実を裁判官が認定することはできないというのが、これまでの合衆国最高裁判所が採用する立場である。

連邦では、1984年量刑改革法によって仮釈放（パロール）が廃止され、その後継の制度として監督付き釈放制度が導入された。監督付き釈放は、拘禁刑とは別に量刑の際に裁判所により言い渡されるもので、釈放後の遵守条件などを定め、その条件に違反した場合には、裁判官は釈放を継続または取り消したうえで刑を科すものである。遵守条件違反により再び刑務所に収監されるという点では仮釈放と共通しており、一般に仮釈放制度に代わる制度として位置づけられている³⁾。しかし仮釈放が刑期を残して釈放し、条件違反があった場合は残りの刑期の範囲で再収監するのに対して、監督付き釈放とは、拘禁期間とは別に量刑の際に定められる裁判所の決定に基づく釈放後の社会内処遇であり、拘禁刑の刑期をすべて終了した後に釈放された者に対し監督を行い、監督期間中に条件違反があった場合には釈放が取り消され収容施設に再収容されることになる点で異なる。

連邦法上、監督付き釈放の取消し手続きでは、裁判官は監督付き釈放の遵守条件に反した事実を証拠の優越により認定することとされている⁴⁾。監督付き釈放の取消しに伴う科刑の範囲は、当初の刑の範囲内に限定され

1) *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000). 本判断の紹介として、高山佳奈子・アメリカ法 [2001年1号] 270頁がある。

2) *Alleyne v. United States*, 570 U.S. 99, 108 (2013). 本判断の紹介として、勝田卓也・アメリカ法 [2014年1号] 218頁がある。

3) *See, Fiona Doherty, Indeterminate Sentencing Returns: The Invention of Supervised Release*, 88 N.Y.U.L. Rev. 958, 960 (2013).

4) 18 U.S.C. § 3583(e).

るのが原則であるが⁵⁾、本件で問題となった § 3583(k) は所定の事実を裁判官が証拠の優越で認定することで、当初の刑の範囲にかかわらず必要的に5年から終身の刑を宣告すると規定している⁶⁾。これは当初の刑の下限を引き上げるものであり、監督付き釈放取消し手続きにおいて、刑の下限引き上げを基礎づける事実についても、*Apprendi* の原則が適用され、陪審による合理的疑いを容れない程度の認定が必要かどうか争点である。

3. 複数意見は、「最終的な刑の宣告がなされるまで刑事訴追は継続し、被告人は第6修正の定めるすべての権利を有する」とする *Apprendi*, *Alleyne* の判示を引用し、さらに、監督付き釈放が「当初の犯罪に対する刑罰の一部として扱われる」とする *Johnson*⁷⁾ を根拠に、被告人が監督付き釈放に付されるのは当初の犯罪があるからであって、その釈放が後に取り消されるかどうかにかかわらず、被告人の最終的な刑の一部である以上、その間も刑事訴追は継続しているので、本件の監督付き釈放取消し手続きにおける刑の下限を引き上げる事実の認定に *Apprendi* が適用されるべきものとした。

これに対して、反対意見は、監督付き釈放制度は1984年量刑改革法の一部として、仮釈放に置き換わったものあり、形式は変わったものの、実質的には仮釈放と同じものであるとする。

複数意見と反対意見との差異は、本件監督付き釈放の取消し手続きが第6修正にいう「刑事訴追」にあたるかあたらないかという点にある。複数意見は、当初の犯罪の刑事訴追は監督付き釈放の釈放取消し手続きにおいても継続しているとの理解から、*Alleyne* 同様に当初の陪審の評決に基づく刑罰の範囲を広げる事実を認定する場合は、その事実の認定により犯罪に伴う自由の喪失が高まる以上、*Apprendi* が適用され、刑の下限を引き上げる条件違反の認定には陪審による認定が必要であるとしている。他

5) Id. § 3583(e)(2).

6) Id. § 3583(k).

7) *Johnson v. United States*, 529 U.S. 694 (2000).

方、反対意見は、既に当初の犯罪についての刑の宣告がなされた時点で刑事訴追は終了しており、監督付き釈放の取り消し手続きは従来の仮釈放の取り消さないしは刑事施設内の懲戒手続同様、刑の執行の一部に過ぎず、裁判官の裁量の範囲内で行うことができると考えている。

複数意見の論理では、監督付き釈放の取り消し手続き中、当初の犯罪についての刑事訴追が継続することになるが、そうであるとするならば、複数意見はなぜ § 3583(e) と (k) の取り扱いを異にするのかについて十分に論理的な説明がなされていない。むしろ、監督付き釈放制度の導入の経緯や、監督付き釈放制度が裁判所による量刑上の選択肢の一つであり刑罰に付される一種の付随処分であると考え⁸⁾、その取り消し手続きは刑の執行段階の問題であるとする反対意見の立場に一貫性があるといえよう。

4. アメリカ合衆国では、1800年代後半より社会復帰思想が高まり、全米すべてで不定期刑制度と仮釈放制度が採用されていた。その後、1960年代以降の犯罪の増加を背景に、応報・抑止の主張が高まり、広範な裁量権をもって運用される不定期刑や仮釈放制度への疑問が呈されることとなった。こうした中、連邦では1984年に量刑改革法が導入され、応報・抑止に基づいた量刑改革のもと仮釈放は廃止され、1987年には連邦の量刑ガイドラインが整備され、定期刑制度への転換が図られることとなった。

監督付き釈放制度は、このような定期刑への転換の動きや仮釈放の廃止に伴うもので、先に述べたように、監督期間の有無と期間を最初の拘禁期間とを切り離し、裁判官が被告人に対して最初の拘禁刑とともに釈放後の監督期間を命じ、その期間を全うさせるものであり、仮釈放と監督付き釈放の間には構造的相違が存在する。監督付き釈放は、既に終了した拘禁刑に加え、条件付きの自由を与え監督下に置くというものである点で、拘禁刑の執行において量刑改革法の基本的理念である応報・抑止を基礎とし、司法の裁量を狭めるものである。

8) 太田達也『刑の一部執行猶予』〔改訂増補版〕慶応義塾大学出版会 2018年 136頁参照。

この監督付き釈放制度は、導入後、今日に至るまでの改正において、懲罰的傾向の強まりが指摘されている。もともと、監督付き釈放制度導入当時は釈放の取消しを予定していなかったが、制度の施行年に取消し制度が導入されることになり、その後の改正により取消しにより当初の犯罪の法定刑を上回る刑期を科すことが可能となった。以後も、規制薬物や銃器の所持に起因する違反に対する監督下釈放の取消しの義務付け、テロ犯罪、性犯罪で有罪になった者への生涯にわたる監督を可能にするなど、立法による懲罰的傾向を強めてきた⁹⁾。また、監督付き釈放取消し後の拘禁から釈放された後、あらためて監督付き釈放を付すことが認められていることから¹⁰⁾、この繰り返しによって刑期が無限定なものになる可能性があることも指摘されている¹¹⁾。本件の§ 3583(k)の問題もこのような監督付き釈放制度の懲罰的傾向の流れの中で生じた問題であるといえよう。

5. このような背景から本件を見ると、複数意見が論ずるような第6修正にいう「刑事訴追」の意味の解釈ということとはまた違った側面があるようにも思われる。刑罰制度をどの様にするかについての判断は、1次的には立法府の権限であるが、多数派による立法に行き過ぎがあった場合に、これを抑制し、個人の憲法上の権利を保障することが裁判所の役割であるということを考えると、複数意見の立場には一定の合理性があるといえよう。上記のような監督付き釈放制度の懲罰的な傾向が指摘される中で、本件判断がなされていることにも留意する必要があるだろう。

本件は、監督付き釈放取消し手続きにおける条件違反の事実認定において、*Apprendi*以降の原則が適用されうることを示した点に意義があるが、複数意見と反対意見が同数であり、また、プレイヤー裁判官の補足意見は監督付き釈放取消し手続きの性格については反対意見に同意している。複

9) See, Robert McClendon, Supervising Supervised Release: Where the Courts Went Wrong on Revocation and How United States v. Haymond Finally Got it Right, *Tulsa Law Review*, Vol. 54 175, 181 (2018).

10) 18 U.S.C. § 3583(h).

11) See., Fiona Doherty, *supra* note 3), at 1018.

数意見自体も示唆しているとおりに、本件判断は § 3583(k) に限定して理解されるべきものと考えられる。